

第4部 計画の推進のために

市民主体による自立的な行政経営

第1章 市民参画によるまちづくりの推進

第2章 地域の視点に立った主体的なまちづくりの推進

第3章 持続可能な行政経営の確立

● 計画の推進のために施策体系

第1章

市民参画によるまちづくりの推進

(1)透明性の高い市政の推進

- ① 監査機能等の充実
- ② 情報公開の拡充
- ③ 広報活動の充実
- ④ 個人情報の適正管理

(2)市民参画体制の充実

- ① 参画機会の拡充
- ② 市民ニーズの的確な把握と市政への反映

第2章

地域の視点に立った主体的なまちづくりの推進

(1)コミュニティ活動の促進

- ① 自治会などの活動への支援
- ② コミュニティ施設等の整備
- ③ 地域特性を生かしたまちづくり
- ④ 多様な実施主体との連携

(2)平和と交流によるまちづくりの推進

- ① 市民が願う非核平和によるまちづくりの推進
- ② 市独自の国内外との交流によるまちづくりの推進

第3章

持続可能な行政経営の確立

(1)効率的な行政運営の確立

- ① 成果を重視した行政運営の推進
- ② 組織機構などの簡素化
- ③ 人事体制の整備
- ④ 民間活力の導入推進
- ⑤ 電子自治体の推進
- ⑥ 情報セキュリティ対策の充実
- ⑦ 広域行政の推進

(2)健全な財政運営の推進

- ① 財源の確保
- ② 効率的な財政運営
- ③ 長期的な視点に立った財政運営

(3)市有財産の適切な管理と有効活用の推進

- ① 市有財産の適切な管理
- ② 市有財産の有効活用の推進

(4)行政サービスの利便性向上の推進

- ① 窓口サービス・市民の利便性の向上
- ② 行政サービスの電子化

第1章 市民参画によるまちづくりの推進

■計画の推進のための方針

(1)透明性の高い市政の推進

方 針	
①監査機能等の充実	○監査委員監査と外部監査人監査により、効果的な監査の実施に努めるとともに、行政内部における法令等の順守の徹底等を図るための仕組みを整備します。
②情報公開の拡充	○情報公開制度の適切な運用とICT(情報通信技術)を活用した情報提供など、情報公開の拡充に努めます。
③広報活動の充実	○「広報やちよ」をはじめとする各種刊行物、CATV、インターネットなどの媒体を通して市政情報の提供を図るとともに、新聞、テレビなどの報道機関への情報提供によるパブリシティ活動も推進していきます。
④個人情報の適正管理	○個人情報保護条例に基づく個人情報の適正管理に努めるとともに、情報セキュリティ対策を徹底します。また、市内の事業者についても市と同様の保護措置がとられるよう、理解と協力を求めています。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値(平成27年度末)
透明性の高い市政運営がなされていると感じている市民の割合	12.9 %	50 %



※パブリシティ活動＝新聞、テレビなどの報道機関を通じて、市政情報を積極的かつタイムリーに市民に提供していくこと

(2) 市民参画体制の充実

方 針	
①参画機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○政策形成過程への市民の参画をより多元化、広範化するためにフォーラムやワークショップ、パブリックコメントの活用を図ります。 ○各種審議会等の委員の選任にあたっては、多くの市民の意見が政策形成に反映されるよう公募による市民委員の登用に努めます。 ○ボランティア団体やNPO法人などが行う市民活動を支援するため、八千代市市民活動団体支援金交付制度(1%支援制度)の推進を図ります。
②市民ニーズの的確な把握と市政への反映	<ul style="list-style-type: none"> ○市長への手紙などの制度を活用した、市政に対する意見や提案に対する広聴活動を推進するとともに、市長対話、市政懇談会等による、対話型の市政を促進します。また、行政サービスに対する市民の満足度の把握に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値 (平成27年度末)
各種審議会等における公募による市民委員の割合	8.9 %	20 %
八千代市市民活動団体支援金交付制度(1%支援制度)において団体を選択した市民の数	1,232 人	5,000 人
市民の意見が市政に反映されていると感じる市民の割合	11.9 %	30 %
自立した市政運営が行われていると感じている市民の割合	15.4 %	50 %

■主な事業

新たな市民参画制度創設事業 / 情報公開事業 / 市長への手紙

第2章 地域の視点に立った主体的なまちづくりの推進

■計画の推進のための方針

(1) コミュニティ活動の促進

方 針	
①自治会などの活動への支援	○地域における他の活動団体との交流と連携の促進を図るとともに、自治会運営の更なる活性化に向けた啓発、学習機会の提供に努めるなど、自治会等の活動の支援に努めます。また、自治会等への加入促進や組織運営などに関する情報提供を推進します。
②コミュニティ施設等の整備	○地域住民が主体的にコミュニティ活動に参加できるよう、活動拠点等の整備に努めます。
③地域特性を生かしたまちづくり	○国・県との適切な役割分担と関係機関との連携を図り、市民に最も身近な基礎的自治体としての自主性・自立性を高めるとともに、市民と行政の協力により地域特性を生かしたまちづくりを推進します。また、(仮称)自治基本条例の制定について検討します。
④多様な実施主体との連携	○NPOやボランティア団体の自主性に配慮した上で、各団体間のネットワークや市民とのつながりを深めるための情報提供の支援に努め、互いに連携できる体制の整備を図ります。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値 (平成27年度末)
自治会活動が活発に行われていると感じる市民の割合	47 %	60 %
ボランティア・NPO活動などの市民活動に参加している市民の割合	9.7 %	45 %

(2) 平和と交流によるまちづくりの推進

方 針	
①市民が願う非核平和によるまちづくりの推進	○平和宣言都市として、平和の大切さを訴える諸事業を開催し、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向け、市民の平和意識の高揚を図ります。
②市独自の国内外との交流によるまちづくりの推進	○姉妹都市交流やこども親善大使による国際交流など、市民主体の国内外との交流を推進します。また、国際化に対応し、外国人が暮らしやすい環境づくりに努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目 標 値 (平成27年度末)
国際交流・協力に関する活動を行ってみたい、参加してみたいと思う市民の割合	32.5 %	50 %

■主な事業

(仮称) 地域コミュニティセンター整備事業 / コミュニティ活動促進事業
 (仮称) 自治基本条例制定検討事業



第3章 持続可能な行政経営の確立

■計画の推進のための方針

(1)効率的な行政運営の確立

方 針	
①成果を重視した行政運営の推進	○基本計画に掲げる施策を計画的に推進するとともに、行政評価に基づいて適宜、諸事業の見直しを図るなど、限りある行政資源を適切に配分することで、質の高い行政運営を推進します。
②組織機構などの簡素化	○社会経済情勢の変化による、新たな行政課題や市民ニーズに対応した施策の総合的・機能的な展開を図り、施策を円滑に遂行できる簡素で効率的な組織機構とします。
③人事体制の整備	○職員の能力や適性を的確に把握し、適材適所の職員配置を進めるとともに、高い総合調整能力や政策形成能力を具備した職員の育成、新たな課題に果敢に挑戦するための職員の意識改革を推進するため、各種職員研修などの充実を図り、職員の能力を最大限に発揮できる少数精鋭主義を基調とする定員管理を行います。
④民間活力の導入推進	○行政サービスにおける官と民の役割分担を見直し、民間によるサービスの拡大が期待できる事業については、民間活力の積極的・効果的な導入を進め、行政サービスの質の向上を図ります。
⑤電子自治体の推進	○各行政事務分野での高度情報システムを整備し、市が保有する行政情報の電子化と共有・共用を促進するとともに、国・県との総合行政ネットワーク(LGWAN)を活用するなど、事務処理の効率化・高度化を推進します。
⑥情報セキュリティ対策の充実	○市の情報処理システムが取り扱う情報のセキュリティ確保のため、研修、内部検査などを行い、職員の情報セキュリティに対する意識の向上を図るとともに、情報セキュリティ向上に向けた体制の整備を図ります。
⑦広域行政の推進	○近隣自治体と広域的な行政課題の解決に向けた検討を行うとともに、相互に連絡調整を図ることにより、広域処理の具体化に努めます。

(2) 健全な財政運営の推進

方 針	
①財源の確保	○市税収納率の向上を図るため、徴収体制の強化に努めるとともに、受益者負担の原則に基づき、使用料・手数料等の定期的な見直しを行うなど、自主財源の安定的な確保を図ります。
②効率的な財政運営	○経費の節減、事務事業の合理化等に努め、効率的な財政運営を推進します。また、計画行政の推進を図り、事業の優先度や投資効果などを考慮した効果的な予算配分に努めるとともに、予算の執行管理の充実を図ります。
③長期的な視点に立った財政運営	○公債費や債務負担行為の抑制を図るとともに、基金の確保と活用を進め、歳入に見合った適正な歳出構造への転換を図り、市民ニーズの変化に柔軟に対応できる財政運営に努めます。

◆指 標

区 分	現 況 値	目標値（平成27年度末）
経常収支比率	95.7 %	90 %
市税収納率	90.3 %	92.0 %
公債費負担比率	16.3 %	15.0 %

(3) 市有財産の適切な管理と有効活用の推進

方 針	
①市有財産の適切な管理	○改築修繕を必要とする施設の増加に備え、その対応に努めます。
②市有財産の有効活用の推進	○本来の目的を果たした既存の公共施設の使用目的の見直しを行うなど、施設の再編整備を進め、既存施設の有効活用を図ります。また、公共目的による需要が認められない財産のうち可能なものについては、処分などの処理を推進します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目 標 値 (平成27年度末)
目的を果たした市有財産のうち、未活用財産の件数	12 件	7 件

(4) 行政サービスの利便性向上の推進

方 針	
①窓口サービス・市民の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ワンストップサービスなど窓口業務の効率化や迅速な対応を図り、市民サービスの向上に努めます。 ○休日窓口等の開設により、戸籍や印鑑証明書をはじめとする各種証明書の発行など利便性の向上を図ります。
②行政サービスの電子化	<ul style="list-style-type: none"> ○いつでも都合の良いときに、市への各種申請・届出手続きができるよう、行政サービスの電子化を図ります。 ○住民基本台帳カードを利用した住民票の写しや印鑑証明書などの自動交付システムの整備等、住民基本台帳カードの多目的活用に努めます。 ○I C Tの利活用による、市民生活の安全性・利便性の向上や情報交流を促進するため、地域における情報化を推進します。

◆指 標

区 分	現 況 値	目 標 値 (平成27年度末)
電子申請・届出が可能な手続き	14 件	30 件

■主な事業

行政組織の見直し / 基幹情報システム再構築事業 / 施設予約案内システム運用事業